

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
正会員選出に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟定款第6条第1項第1号に定める正会員のうち、定款第14条第1項からの正会員の選出方法について必要な事項を定める。

(この法人の選挙管理委員会の設置と任務)

第2条 理事会は、正会員の選出を所掌する機関として、定款第2条に定める主たる事務所に選挙管理委員会を設置し、選挙事務の運営に当たらせる。

2 理事会は、一般会員の中から選挙管理委員長1名、選挙管理委員若干名を指名し、総会の承認を得る。なお、この法人の役員は、選挙管理委員に就任できない。

3 選挙管理委員会は、以下の事務を執行する。

- 1) 選挙日程案の作成
- 2) 選挙資格者及び被選挙資格者名簿の確認
- 3) 選挙の告示
- 4) 投票用紙の送付、回収、開票
- 5) 選挙結果の報告
- 6) 次期正会員の決定の事務手続き

4 任期は、選挙が行われる事業年度のこの法人の通常総会の翌日から2年後の通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が選挙の候補者となったときは、委員の資格を失う。

(加盟団体の選挙管理委員会の設置と任務)

第3条 第14条第2項の加盟団体は、正会員の選出を所掌する機関として選挙管理委員会を設置し、選挙事務の運営に当たらせる。

2 選挙管理委員会は、選挙管理委員長1名、選挙管理委員若干名を指名し、当該加盟団体総会の承認を得る。なお、当該加盟団体役員は、選挙管理委員に就任できない。

3 選挙管理委員会は、以下の事務を執行する。

- 1) 選挙日程案の作成
- 2) 選挙資格者及び被選挙資格者名簿の確認
- 3) 選挙の告示
- 4) 投票用紙の送付、回収、開票

- 5) 選挙結果の報告
- 6) 次期正会員の決定の事務手続き
- 4 任期は、選挙が行われる事業年度の当該加盟団体の通常総会の翌日から2年後の通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が選挙の候補者となったときは、委員の資格を失う。

(選挙権)

- 第4条 選挙権は、毎年1月1日現在の一般会員及び正会員で選挙当日に当該会員資格のある者が有する。
- 2 定款第23条のこの法人の役員は、前項にかかわらず、選挙権を有しない。

(正会員の選出と選挙の方法)

- 第5条 正会員は、立候補制とする。
- 2 定款第23条のこの法人の役員は、正会員として立候補できない。
 - 3 正会員は、定款第12条第1項から第7項に則し、定款第14条第1項の有権者による投票により選出する。
 - 4 定款第14条第1項の加盟団体及び事務所から選出する正会員数は、前年12月31日現在の一般会員及び正会員の合計数により定める。
 - 5 立候補者は、加盟団体所属者は当該加盟団体の、また、この法人の主たる事務所所属者は当連盟の、選挙管理委員会に申し出なければならない。
 - 6 選挙は有権者の投票によって行なう。ただし、立候補者が定数内のときは無投票当選とする。
 - 7 投票者は、投票用紙を加盟団体の選挙管理委員会へ選挙期日までに到着するように郵送又は持参しなければならない。

(投票の効力)

- 第6条 投票の効力は、加盟団体あるいはこの法人の選挙管理委員会が決定する。
- 2 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。
 - (1) 本規則及びこの法人の選挙管理委員会で定める投票方法に違反するもの。
 - (2) 選挙期日後に到着したもの。
 - (3) この法人の選挙管理委員会が通知した定数を超過して投票の意思を示したものの。

(正会員当選人の決定)

- 第7条 有効投票の得票数の多い順に当選人とする。得票数が同一の場合は、加盟団体所属の正会員については加盟団体の選挙管理委員会が、また、主たる事務所所属の正会員についてはこの法人の選挙管理委員会が抽選でその順位を決める。

- 2 加盟団体の選挙管理委員会は、当選人が決定した場合には、これを直ちにこの法人の選挙管理委員会に報告する。

(委 任)

第8条 この規則は、理事会の定めるところによる。

(改 正)

第9条 この規則の改正は、理事会の議決を経て社員総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公益社団法人設立の登記の日から施行する。